

# 法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成27年4月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.164  
通巻264号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 4月の行事予定

3(金)	税制委員会	18:30	法人会事務局
6(月)	女性部会役員会	10:00	玉川冷凍産業協会講堂
7(火)	組織委員会	18:30	法人会事務局
8(水)	第6支部事業報告会	18:00	維新號
	第8支部役員会	18:30	カミア
9(木)	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー
10(金)	源泉部会役員会	16:00	玉川税務署
15(水)	会計監査	10:00	法人会事務局
	ホームページワーキンググループ	10:00	玉川ボランティアビューロー
	委員長・部会長会議	18:30	法人会事務局
16(木)	全法連女性部会全国女性フォーラム福岡大会		
19(日)	★第11支部さくら祭り事業活動	10:00	桜新町駅前ヴォアアラ前
20(月)	【たまでんBOARD 5月号原稿締切】		
21(火)	役員推薦委員会	14:00	玉川税務署
	理事会	15:00	玉川税務署
	青年部会税務研修会・活動報告	18:30	玉川町会会館
22(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	ボウリング同好会例会	18:00	ムサシポウル
23(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	女性部会活動報告会	13:30	玉川区民会館
	★女性部会税務研修会	14:10	玉川区民会館
	広報委員会	18:00	法人会事務局
24(金)	青年部会全体会議	18:30	未定
26(日)	★つり同好会	7:00	横須賀市

## 5月の行事予定

13(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	社会貢献委員会	18:00	未定
17(日)	★第1支部奥沢駅前音楽祭		
	★第8支部緑化まつり		
19(火)	青年部会全体会議	18:30	未定
20(水)	【たまでんBOARD 6月号原稿締切】		
23(土)	★第10支部ガーデニングフェア		
24(日)	★第10支部ガーデニングフェア		
	★わんぱく相撲 世田谷区大会	10:00	世田谷区立総合運動場体育館
25(月)	広報委員会	18:00	法人会事務局

4月・5月の行事予定は3月25日現在のものです  
★印は一般の方も参加できる行事です  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 目次

4月・5月の行事予定	1
理事会・委員会・支部活動報告	2
新入会員ご紹介	6
東法連特定退職金共済制度のお知らせ	7
会員の皆さまへ	8

### お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

## 理事会・委員会・支部 活動報告

### 平成26年度 第6回 理事会

日時 3月17日(火) 18:00~20:00

場所 玉川区民会館 4階 集会室

出席者 50名

- 報告事項
1. 法人会事業報告
  2. 常設委員会、支部・部会報告
  3. 会員増強進捗状況
  4. 租税資料館見学の案内
  5. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業
  6. 研修委員会ビジネス研修会

- 審議事項
7. その他
  1. 平成27年度事業計画承認
  2. 平成27年度収支予算承認
  3. 平成27年度「税を考える週間」講師選定
  4. e-Tax看板設置に対する感謝状
  5. 行事用風船の取扱い
  6. 入会予約の取扱い
  7. 資本金調査の実施



阿部会長挨拶



理事会の様子



東山副署長のご挨拶

## 税制委員会

### 税制委員会4年間のあゆみ

税制委員会の位置づけについて

玉川法人会における税制委員会の役割は

- ・税制及び税務行政に関する事項
  - ・税制改正に対する要望意見の具申に関する事項
  - ・税務行政に関する要望意見の具申に関する事項
- であり、具体的には

- (1)全法連が作成したアンケートについて回答の収集と分析を行う。
- (2)法人会全国大会で全法連が作成した税制改正に関する提言と大会宣言に参加する。
- (3)地元選出衆議院議員および地元区長（地方自治体）に税制改正に関する提言を持参し要望活動を行う。
- (4)税制と財政政策について調査研究を行う。
- (5)決算法人説明会の司会進行を偶数月に行う。となっている。

### 税制委員会の調査・研究活動

この4年間、税制委員会が目指したことは

「公平な税」と「簡素な税体系」と「税と社会保障の一体改革」の実現のため微力を尽くすことであった。

我々税制委員は、税については素人であり「法人税の第〇条を変えて欲しい」などと言える知識は無い。しかし、会社経営と人生の経験から「税の在り方とその使い方」について議論を重ねることは出来た。

### ○公平な税

・税の公平とはどういうことか？  
税は誰にでも公平に課されることが大原則であり政治の安定に繋がる。しかし、ある政策を実施するために税を優遇したり重課したりと、税は国民を誘導する効果も持っている。このため真の意味で公平ではないが、公益のために容認される範囲の問題とすることが出来る。

- ・所得税のように超過累進税率で所得が多ければ多いほど税負担が重くなることは公平か？
- ・法人税のように（中小企業の軽減税率などの

例外はあるが) 一律の税率での課税が公平か？

・消費税は消費に課税されるため低所得者ほど負担が重いから不公平か？

この3つの問は次の事例で考えることができる。

毎月1億円の所得のある人が100万円の税負担をするのと毎月10万円の所得の人が1000円の税負担をするのは所得に対する1%は同じだが重さは同じなのか異なるのか？

1億円の所得の人は9,900万円残り、10万円の人は9万9千円残る。残った金額で買える物は当然9,900万円のほうが多い。「この格差は不公平で、持てる者が持たざる者をカバーするのが当然」との考え方が超過累進税率と非課税の所得者を産んだ。しかし、所得1億円の人は「1%が公平であり所得が多いのはそれだけ働いたからだ」と考え超過累進税率は不公平だとなる。

この問題は時代の遷り変りにより考えが異なってくる。

戦後の疲弊した経済状況なら国民生活全体を上げる為に超過累進税率は有効であったが、努力した者が報われる社会が望まれる現在「超過累進税率は不公平」である。しかし、持てる者と持たざる者ではお金の価値は異なるのも事実である。「持てる者が持たざる者をカバーする」ことは必要だが、これは税制で強制するものではない。自由な意志による「寄付」の普及と、これを促進させる為の税制こそが必要である。

・公益法人や宗教法人が収益事業以外は課税されないのは公平と言えるか？

公益法人や宗教法人は、社会的な弱者でもなく人格のある法人として活動している以上、応分の税負担はすべきである。公益法人の場合は非収益事業の公益性から非課税は相当と考えられる。

一方、宗教法人は政教分離・信教の自由が憲法で保証されていて、政治からの税による宗教への圧力を排除すべく、税負担が免除されている。しかし、宗教行事などの非収益事業といえども一般の法人から見れば仕事の範囲であり、非課税は理解に苦しむ。

### ○簡素な税体系

東京都の場合、国税で24、地方税27(東京都以外は33)の合計51税目が課税されている。国税は直接税が所得税、法人税など8税目、間接税が消費税、酒税、印紙税など16税目。地方税は道府県税が住民税、事業税、自動車税、固定資産税など20税目、市町村税が住民税、軽自動車

税など7税目である。

これほど多くの税に取り巻かれていることを知っている国民はどれだけ居るだろうか。

毎年3月から6月にかけて国税、道府県税、市町村税の納付時期がやってくるが国、都、市区町村が夫々課税や収納について業務をおこなっている。地方税は自治体が違うと封筒や用紙の大きさまで異なることが多い。これが地方自治なのか、と思わせるが、納税者からみれば全く無駄である。日本全国で見れば、地方自治の名の下で人件費・コンピューターシステムなど、どれほどの税金が無駄に使われているのだろうか。極端に言えば、せまい日本に地方自治はいらない。

地方税の簡素化と国・地方自治体の業務の統合・簡素化が急務である。

### ○税と社会保障の一体改革

・年金問題について

年金問題で提起されることは、現役世代が2.3人(10年後には1.8人)で1人の老人を支えているということである。

しかしながら、年金制度が始まった1961年当時は自分のために保険料を支払う、いわば積立の制度と言われてきた。それがいつの間にか現役世代が支える仕組みに変わっている。保険である以上は互助の部分はあるが、一方で保険料を払ったまま年金受給されないものも(公表されていないが)巨額にのぼる。

年金にかかる53年の間の保険料はどう使われたのか？厚生年金の巨額資金で建設された施設が二束三文で売却された損失は誰が責任をとったのか？年金資金を利用してきた財政投融资はどうしたのか？これらの問題が追求もされず誰かが甘い汁を吸っている。「保険料を払っても年金はもらえない」と言われ、国民年金が若い世代に信用されていない理由はここにある。

「社会保障費が一般予算の3分の1を占めていて財政の硬直化を招いている」などと、団塊の世代が老人になることが年金問題を引起こしているかのごとき言動には憤りすら感じる。

年金定期便の表示も、厚生年金は自分が支払った保険料しか表示されていない。会社負担分は何故表示しないのか？誤魔化しはやめて欲しい。

・税の在り方について

税の在り方について「所得」と「資産」と



「消費」にバランス良く課税することが望ましい、との考えがある。

「所得」については税負担できる能力がある。

「資産」と「消費」は、「所得」に対する税を負担した残りが形を変えたものである。「資産」と「消費」に課税するのは二重課税である。

例えば固定資産税は自治体の安定財源と言われているが、所得に対する税を負担した残りで取得した土地や建物への固定資産税は「地代」なのか？「家賃」なのか？「所場代」なのか？償却資産への課税に至っては本来費用のはずなのに課税されるのは不合理である。固定資産税は二重課税であり廃止すべきである。

一般の「資産」、一般の「消費」への課税は二重課税である。「資産」や「消費」に課税するなら「所得」への課税はすべきではない。

#### ・議員定数と歳費の問題

議員定数が多すぎるとの議論があるが、本来は無能な議員が多すぎることが問題である。これは、国会議員、地方自治体議員の両方に言えることである。今の議員の多くが政治屋であって政治家ではない。自分に或いは選挙地盤に利益をもたらすのが議員だ、などという意識が政治をダメにしている。

国家国民のために政治をする議員なら多いほうがいいし、議員の歳費はたとえ10億でも支出すべきである。そうすれば賄賂などに目が向かなくなる。

選挙があっても投票する候補者がいない現状が投票率の低さに表れている。投票率が50%未満の選挙はやり直すべきである。

#### ・増税の問題

誰でも税金は少ないほうが助かる。ところが日本国政府は750兆円の借金に喘いでおり一般予算96兆円のうち10兆円は国債の利払いに消える状況下、税収増加は避けて通れない問題である。

税収増加は

- ・税率を上げる
- ・新しい税目をつくる
- ・景気を良くする
- ・歳出削減を図る

など幾つかのシナリオがある。

・税率を上げる、は実施したが景気を押し下げたてしめ税収増加の効果が思わしくなかった。

・新しい税目をつくる、も景気が思わしくない現在、民意を得る可能性は低い。

・景気を良くして税収をあげることが望ましいがその為には

・金融をさらに緩和し市場に流通する資金を多くする。(中小企業に回る資金が少ない)

・年金健康保険など社会保障にかかる企業の負担を軽くし、給与等に回すことにより実質賃金上昇のキッカケをつくる。(所得に対する税負担の2倍位上の負担は重すぎる。)

・公平な税負担を図るため宗教法人に対し通常の法人税を課税する。

・無能な議員、無駄な仕組みを排除する。などが必要であろう。

我々は応分の負担を拒むものではない。

最後に、法人会は全国90万社を組織する税務協力団体にもかかわらず、税務行政に対して何の影響力も持たない、いわば御用組合のような、おとなしい団体である。法人会全国大会に国税庁長官が出席していても、税制改正の提言や大会宣言を読み上げるだけで、全法連会長から国税庁長官に手渡すことすらしない(出来ない)。

このようなことになった最大の原因は、上意下達の形で税制改正の提言が作成されることに代表される、法人会が持つ(日本の国民性かもしれないが)「お上意識」的というか「長いものには巻かれろ」的な体質にある。

法人会は税務協力団体として税務行政に資するべく協力を惜しまない団体であるからこそ、一方で税務行政に対して「ものが言える団体」であるはずである。

民意を税務行政に反映させる「仕組み作り」を柱に、法人会として自立した意見を持つべく体質を変える必要がある。

税制委員会はこれに最もふさわしい組織であり、単位会、東法連、全法連の順に税制委員会の充実が急務と考える。(税制委員会)

※このレポートに対する貴方のご意見を税制委員会までお寄せ下さい。お名前は公表いたしません。なお、ご意見をお寄せいただく際、メールまたはFAXの冒頭にタイトルとして「税制委員会・記事」とお書きください。よろしくお願いいたします。

宛先 玉川法人会 事務局 税制委員会  
 ○メールをご利用される方  
 tamagawa@blue.ocn.ne.jp  
 ○Faxをご利用される方  
 03-3707-4992

## 第4支部

### 女性部会 幹事会

日時 3月16日  
場所 ビストロ・ヌジ・ヴォアラ  
参加者 7名

第4支部の女性部会の集まりは久しく無かったのですが、長年、法人会に在籍頂きました幹事さんが退会されることになり、送別会と今年度の反省会、来年度の新幹事の紹介を兼ねて昼食会を行いました。

何かと忙しい3月ですが、新・旧幹事9名中7名の参加者があり、楽しいひと時を過ごす事が出来ました。

今年度は、つつがなく諸行事を終えることが出来ました。来年度も皆で力を合わせて頑張っていきたいと思います。

(女性部会 第4支部長 岡村くみ子)



美味しそうな料理を前に

## 第6・7・8支部 合同

### 第6・7・8支部合同公益事業 ITスキルセミナー

「iPhone・iPadを使いこなそう！」

日時 3月4日(水) 13:00~15:00  
場所 二子玉川ライズ 玉川町会会館  
参加者 24名



毎回楽しい挨拶の上平第8支部長

電話とカメラ、メールだけでなく色々なことができるiPhone。もっと楽しく使いこなそうという公益事業セミナーが昨年に続き開催されました。今回は第6・7・8支部合同でさらにパワー

アップ!第8支部の上平支部長から「人間の目の直径は人種や体型にかかわらず皆同じ2.5cm



お疲れさま!笑顔で集合です

です。公平なこの目で新しいことを学びましょう!」とひと味違うご挨拶がありました。

内容は、Google Mapsを使いこなそう!人工知能Siriを使いこなそう! パノラマ撮影をしてみよう!。皆さんワクワクしながら楽しく時間が過ぎて行きました。(第6支部 広報委員 江口響子)

## 第9支部

### ボウリング大会・懇談会

日時 2月17日(火) 17:30  
場所 世田谷 オークラボウル  
懇談会 用賀倶楽部  
出席者 ボウリング16名/懇談会27名



年齢は関係なし!みんなが盛り上がった大会でした

第9支部恒例のボウリング大会。今年は16名の精鋭が、2ゲームずつ楽しみました。結果は

1位吉崎さん310点、2位長谷井さん306点、3位神山さん291点。おめでとございました!

ボウリング終了後、場所を用賀倶楽部に移して懇談会が行われました。

懇談会は第9支部の今年遅くの新年会でもあり、ボウリング表彰式を兼ねて、総勢27名の参加者となりました。冒頭、大嶽支部長の挨拶で紹介されたのは、第6支部の鈴木準之助支部長ほか3名の第6支部の皆さん。法人会の原点に戻って、異



笑顔の鈴木第6支部長(左)と大嶽第9支部長(右)



業種交流の会に、それも普段あまりお付き合いの無い支部とも交流したいとの大嶽支部長の考えからです。しかし鈴木準之助支部長は実は用賀の地で長いこと 育ち、知人も多いので、まんざら第9支部と関係がないわけではありません。他にも

地元に住まわれている方なども交え、楽しい会となりました。最後は神山さんにご用意していただいたお花をお土産に、今年も第9支部の活動が始まりました。

(青年部会 広報委員 上田恭子)

## 女性部会

### 女性部会講演会

#### 【今から始める老いと終活準備】

日時 3月6日(金)  
場所 玉川区民会館  
参加者 74名

27年3月6日、玉川区民会館において女性部会の講演会が行われました。

今回の講師は明石シニアコンサルティング代表の明石久美(あかしひさみ)さんで、【今から始める老いと終活準備】について講演して頂きました。

昨今、話題になる2つのことが『相続問題』と『終活』ではないでしょうか。

今年、元日に相続税法が改定になり、『相続問題』はひとまず落ち着いたように思われます。

それを踏まえての『終活』は皆様たいへん関心が高く、74名の方が講演会に参加されました。

講演内容については【今から始める老いと終活

準備】～自分の想いを遺しておこう～をテーマに

①どのような情報を残すべきか知る

②情報を残す時の注意点を知る

の二点について、本人と家族のかかわり、自分の今後をどこまで考えどう伝えるか、意志を残すときの注意点、書いておいた方がよいこと、書かない方がよいことなどを、明るく楽しくお話しして頂き、大変わかり易かったです。

ご高齢の方はご自身の準備に、家族の方はいざという時の準備のために参考になる事がたくさんあり、これをきっかけに始めてみようという意見が多かったです。

私も昨年末に身内を亡くし、準備不足を痛感した1人でした。もっと早くこの講演を聞く事が出来たら、と残念に思いました。今後は実家の両親のために、役立てたいと思っています。

(女性部会 副部会長 岡村くみ子)



講師の明石久美さん



笑いもあり楽しい時間をすごした大盛況の講演でした



お礼の言葉を伝える山本女性部会長(左)

## 新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

### 第6支部

会社名：有限会社 モティ  
代表者：ABHIJIT JOSHI (アビジット ジョシ)  
会社所在地：世田谷区玉川2-23-1

ドックウッドプラザ706

電話：03-6431-0782

E-mail：abhijosh777@gmail.com

ホームページ：http://www.motijapan.com/

業務内容：飲食店(インドカレー)

Facebook(二子玉川店)あり

「Futakotamagawa Moti」

モティは本場インド料理を楽しめるレストランとして1978年赤坂に1号店、つづいて六本木、赤坂TBS、1987年に二子玉川にそれぞれオープンしました。

シェフ達が腕をふるった伝統的でエキゾチックな味を是非ご堪能下さい。皆様のご来店をお待ちしております。

デリバリーも行っています。



# 東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を  
計画的に準備できます。



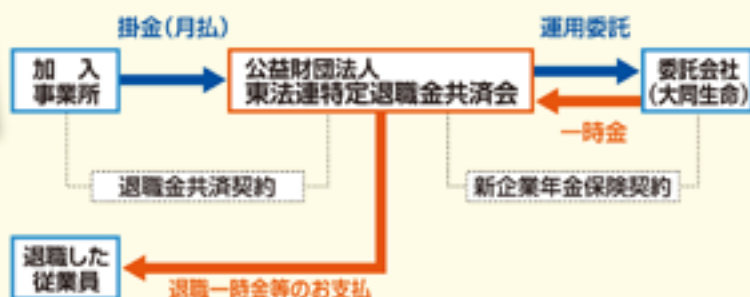
優秀な人材の確保、  
定着化に役立ちます。

特退共制度の

**5**つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度  
の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

## 公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人東法連特定退職金共済会

企C-26-11-S(平成26年8月1日)P6965

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階  
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

# 会員の皆さまへ

## 会社所在地や資本金等の変更がございましたらお知らせください。

下記項目にご記入の上、切り取りFAXにて玉川法人会事務局まで送信してください。

### (公社) 玉川法人会宛

【連絡先記入欄】

年 月 日

会員名および 代表者名		TEL	
----------------	--	-----	--

【変更届】※変更箇所のみご記入ください

所在地	〒		
フリガナ 法人名			
フリガナ 代表者名			
業種			
資本金		決算期	
TEL		FAX	
メール アドレス			
その他 変更事項			

会費の納入方法や口座変更の場合は用紙が異なりますのでお電話ください。TEL 03-3707-8668

変更届の FAX 番号 03-3707-4992

E-mail : tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのパナーをご用意しております。  
<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

**納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。**

27年4月分の源泉所得税の納付期限	27年 5月 11日 (月)
27年2月決算法人の確定申告期限・納付期限	27年 4月 30日 (木)
27年8月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	27年 4月 30日 (木)
消費税の中間申告期限・納付期限	27年 4月 30日 (木)

27年5月決算法人の第3四半期分、27年8月決算法人の半期分・第2四半期分、27年11月決算法人の第1四半期分

消費税の  
期限内納付を  
お願いいたします。